

# 平成31年度・令和元年度 行政不服審査会の活動状況

## 目次

I	諮問・答申の状況	1
1	諮問・答申の概況	1
2	新規諮問事件の状況	1
(1)	審査関係人等の状況	1
①	審査庁	1
②	審査請求人	2
③	参加人	2
④	処分庁	2
(2)	諮問月別件数	3
(3)	審査請求から諮問までの期間	3
3	調査審議及び答申の状況	4
(1)	部会開催回数	4
(2)	調査審議における各種手続の実施状況	4
(3)	調査審議期間等	4
(4)	答申（審査庁の判断を妥当でないとしたもの）	5
(5)	答申における付言等	6
II	審査会の運営等	7
1	総会の開催状況	7
2	行政不服審査交流会への参加	7
3	研修の実施	7
<参考資料1>	行政不服審査会委員名簿（平成31年度・令和元年度）	8
<参考資料2>	審査庁の判断を妥当でないとした答申の概要	9
<参考資料3>	答申における付言等の概要	14



# I 諮問・答申の状況

## 1 諮問・答申の概況

平成31年度・令和元年度の諮問事件（前年度繰越事件及び新規諮問事件をいう。以下同じ。）は、136件であり、その内訳は、前年度繰越事件が8件、新規諮問事件が128件であった。これに対し、当審査会が平成31年度・令和元年度中にした答申は、95件であり、そのうち、審査庁の判断を妥当としたものは84件、一部妥当でないとしたものは2件、妥当でないとしたものは9件であった。

また、平成31年度・令和元年度は、諮問の取下げが3件あり、令和元年度末時点で調査審議中の件数（翌年度繰越件数）は、14件であった。

なお、平成31年度・令和元年度も、中間答申の実績はなかった。

表1 諮問件数、答申件数等（年度別）

	前年度繰越件数 (a)	新規諮問件数 (b)	合計 (a+b)	答申件数(c)				取下件数 (d)	合計 (c+d)	翌年度繰越件数
				審査庁の判断を妥当としたもの	審査庁の判断を一部妥当でないとしたもの	審査庁の判断を妥当でないとしたもの	その他			
平成28年度		13	13	6	4	0	2	0	6	7
平成29年度	7	61	68	50	36	4	10	0	52	15
平成30年度	15	93	108	90	82	0	8	0	97	8
平成31年度・令和元年度	8	128	136	95	84	2	9	0	98	14
累計	30	295	325	241	206	6	29	0	253	44

(注) 平成29年度以降は、調査審議の手続の併合により、複数の諮問に対して1件の答申をした事例があるため、諮問件数の合計(a+b)は、答申件数(c)、取下件数(d)及び翌年度繰越件数の合計と一致しない。

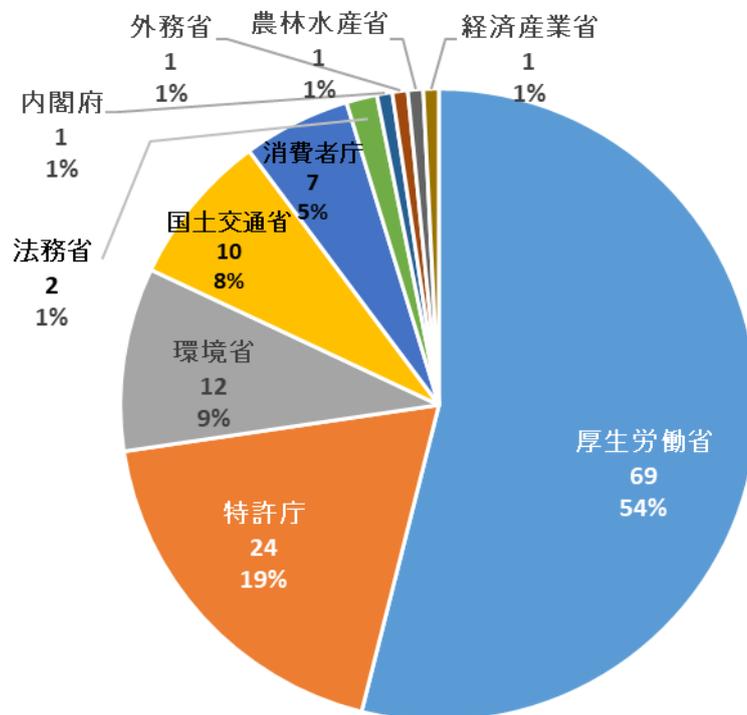
## 2 新規諮問事件の状況

### (1) 審査関係人等の状況

#### ① 審査庁

平成31年度・令和元年度の新規諮問事件について、審査庁（行政機関単位）別の件数は、図1のとおりであった。最も多かったのは、厚生労働省の69件であり、全体の約54%を占めている。

図1 新規諮問事件の審査庁（行政機関単位）別件数（平成31年度・令和元年度）



## ② 審査請求人

平成31年度・令和元年度の新規諮問事件について、審査請求人の属性別の件数は、審査請求人が処分の名宛人であるものが126件（個人75件、法人51件）、処分の名宛人以外の者であるものが2件（個人1件、法人1件）であった。

なお、代理人（法定代理人を除く。）によってされた審査請求事件は、61件（約48%）であった。

## ③ 参加人

平成31年度・令和元年度の新規諮問事件のうち、参加人が参加した審査請求事件は、1件であった。

## ④ 処分庁

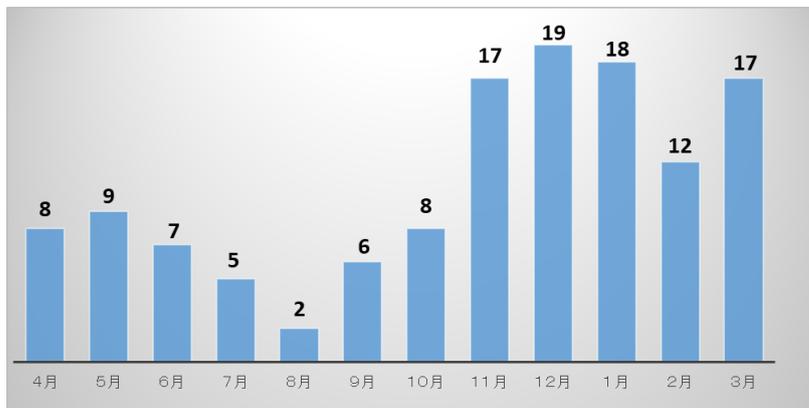
平成31年度・令和元年度の新規諮問事件について、処分庁（機関単位）の属性別の件数は、処分庁が審査庁と同じ国の行政機関の長（大臣等）であるものが40件、審査庁の下級行政庁（地方支分部局等）であるものが50件、地方公共団体の機関<sup>1</sup>であるものが30件、独立行政法人であるものが8件であった。

<sup>1</sup> 法令に特別の定めがある場合には、地方公共団体の機関が行った処分等であっても、国の行政機関が審査庁となり、当審査会に諮問される場合がある（例：法定受託事務に係る処分等について地方自治法255条の2第1項）。

## (2) 諮問月別件数

平成31年度・令和元年度の新規諮問事件について、諮問の月別件数の分布は、図2のとおりであった。

図2 新規諮問事件の諮問月別件数分布（平成31年度・令和元年度）

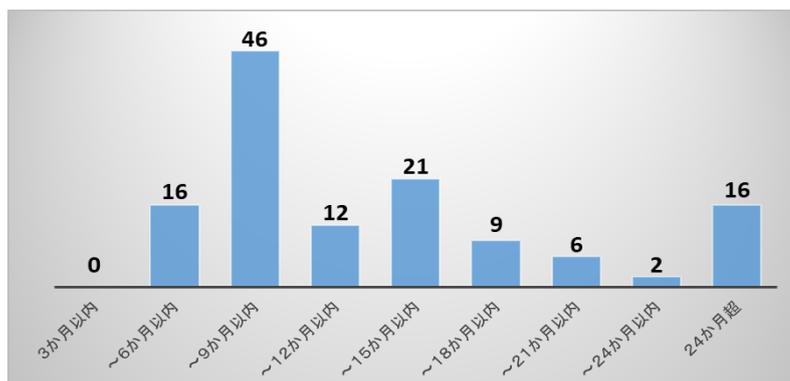


## (3) 審査請求から諮問までの期間

平成31年度・令和元年度の新規諮問事件について、審査請求日<sup>2</sup>から当審査会への諮問日までの所要月数の分布は、図3のとおりであった。

なお、諮問までに長期間を要した事件については、答申において、その改善を求める準付言をしている（3（5）参照）。

図3 審査請求から諮問までの所要月数の分布（平成31年度・令和元年度）



<sup>2</sup> 審査庁から提出された諮問書別紙に記載された「審査請求年月日」をいう。

### 3 調査審議及び答申の状況

平成31年度・令和元年度の諮問事件に係る調査審議及び答申の状況は、以下のとおりであった。

#### (1) 部会開催回数

平成31年度・令和元年度の部会の開催回数は、第1部会が25回、第2部会が34回、第3部会が33回であった。

#### (2) 調査審議における各種手続の実施状況

調査審議における各種手続の実施状況は、表2のとおりであった。平成31年度・令和元年度は、行政不服審査法78条に基づき、当審査会に提出された主張書面又は資料の閲覧等を実施した諮問事件が12件あった。

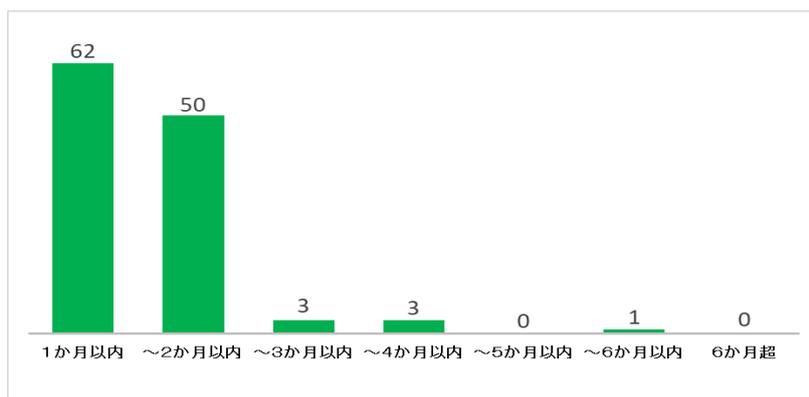
表2 調査審議における各種手続の実施状況（平成31年度・令和元年度）

実施した手続	参考人陳述	鑑定	口頭意見陳述	閲覧等	口頭説明の求め
事件数	0	0	0	12	0

#### (3) 調査審議期間等

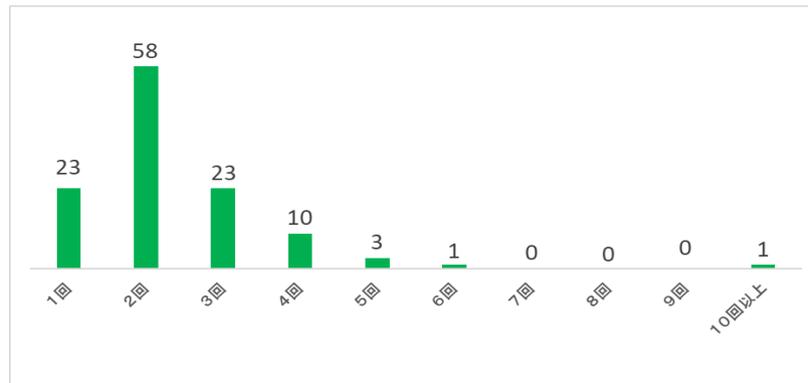
平成31年度・令和元年度に答申した諮問事件について、調査審議期間（諮問から答申までの所要月数）の分布は図4、部会開催回数の分布は図5のとおりであった<sup>3</sup>。

図4 諮問事件の調査審議期間の分布（平成31年度・令和元年度に答申したもの）



<sup>3</sup> 併合事例については、併合前の諮問事件数でカウントしている。

図5 諮問事件の部会開催回数の分布（平成31年度・令和元年度に答申したもの）



(4) 答申（審査庁の判断を妥当でないとしたもの）

平成31年度・令和元年度の答申95件のうち、審査庁の判断を妥当でないとしたものは表3、一部妥当でないとしたものは表4のとおりであった。これらの答申の概要は、参考資料2のとおりである。

表3 審査庁の判断を妥当でないとした答申（平成31年度・令和元年度）

答申番号	答申日	審査庁	原処分
令和元年度 答申第6号	令和元年 5月8日	厚生労働大臣	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分
令和元年度 答申第19号	令和元年 6月12日	厚生労働大臣	社会復帰促進等事業としての義肢等補装具費支給に係る購入費用支給の不承認決定
令和元年度 答申第20号	令和元年 6月17日	厚生労働大臣	中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金交付決定取消処分
令和元年度 答申第22号	令和元年 6月28日	厚生労働大臣	生活保護法に基づく指定介護機関の指定取消処分
令和元年度 答申第35号	令和元年 9月27日	農林水産大臣	特定農林水産物等の登録
令和元年度 答申第38号	令和元年 10月3日	厚生労働大臣	職業訓練受講給付金不支給決定
令和元年度 答申第51号	令和元年 12月4日	厚生労働大臣	未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分
令和元年度 答申第60号	令和元年 12月18日	厚生労働大臣	事業附属寄宿舍規程36条1項に基づく適用特例不許可処分
令和元年度 答申第87号	令和2年 3月9日	厚生労働大臣	平均賃金決定処分

表4 審査庁の判断を一部妥当でないとした答申（平成31年度・令和元年度）

答申番号	答申日	審査庁	原処分
令和元年度 答申第45号	令和元年 11月1日	厚生労働大臣	立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分
令和元年度 答申第61号	令和元年 12月18日	厚生労働大臣	立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分

#### （5）答申における付言等

当審査会では、審査請求に係る処分の根拠法令の運用が不適切であると考えられた場合や、行政不服審査法に基づく審理手続が不当であると考えられた場合等について、その改善を求める観点から、答申において、問題点を指摘し、必要な措置について付言をすることがある。

平成31年度・令和元年度は、14件の答申において付言がされた<sup>4</sup>。

付言は、内容別に見ると、件数の多い順に、法律が求める省令の未整備に関するものが9件、行政処分の理由付記に関するものが7件、不服申立ての教示に関するものが2件などであった<sup>5</sup>。

また、付言の項目を立てることなく、付言と類似の内容等を指摘（準付言）した答申もある。

平成31年度・令和元年度は、28件の答申において準付言がされた。

準付言は、内容別に見ると、件数の多い順に、審査請求の審理期間や行政処分に要した期間に関するものが25件、不服申立ての制度設計に関するものが3件、審査庁における「公正な審理」に関するものが2件及び行政処分の理由付記に関するものが1件であった<sup>6</sup>。

付言及び準付言の概要は、参考資料3のとおりである。

<sup>4</sup> 「付言」の項目を立てている答申の件数である。

<sup>5</sup> 1件の答申において複数の内容について付言をしているものがある。

<sup>6</sup> 1件の答申において複数の内容について準付言をしているものがある。

## II 審査会の運営等

### 1 総会の開催状況

平成31年度・令和元年度は、委員全員で構成される総会を4回開催し、当審査会の運用等について議論を行った。

表5 総会の開催実績（平成31年度・令和元年度）

	開催日	主な議題
第15回	平成31年4月5日	・会長の互選、会長代理の指名 ・行政不服審査会の運営
第16回	令和元年5月24日	・行政不服審査会運営規則の改正
第17回	令和元年6月21日	・平成30年度の活動状況
第18回	令和2年3月24日	・今年度の事件の処理状況

### 2 行政不服審査交流会への参加

令和元年11月25日、一般財団法人行政管理研究センターが主催する行政不服審査交流会が開催され、交告委員が「国の行政不服審査会からの報告」を行ったほか、当審査会の複数の委員が分科会及び全体会議における意見交換に参加した。

### 3 研修の実施

行政管理局及び当審査会事務局の共催により、令和2年1月17日に各地方公共団体の審理員等向けの地方研修を大阪で、同年2月14日に各府省の審理員等向けの中央研修を東京で実施した。

以上

<参考資料 1> 行政不服審査会委員名簿（平成31年度・令和元年度）

部会	役職	委員	委員
第1部会	会長 部会長(常勤)	原 優	元名古屋高等裁判所長官
	委員	中山 ひとみ	弁護士
	委員	野口 貴公美	一橋大学大学院法学研究科教授
第2部会	部会長(常勤)	戸谷 博子	元東京高等検察庁検事
	委員	伊藤 浩	行政書士
	委員	交告 尚史	法政大学法科大学院教授
第3部会	会長代理 部会長(常勤)	戸塚 誠	元総務省総務審議官
	委員	佐脇 敦子	弁護士
	委員	中原 茂樹	関西学院大学法科大学院教授

## ＜参考資料 2＞審査庁の判断を妥当でないとした答申の概要

※答申の詳細については、以下の URL を参照。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/singi/fufukushinsa/toushin\\_h31\\_r1.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/fufukushinsa/toushin_h31_r1.html)

### 1 審査庁の判断を妥当でないとした答申（9件）

#### （1）【戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に係る審査請求事案】

審査請求人の姉の死亡時の状況と勤労働員の状況を考え併せると、特段の事情がない限り、姉は、昭和20年8月6日の朝、学徒勤労中に被爆して死亡したものと推認するのが合理的である。

審査庁は、姉が学徒動員により被爆して死亡したことを直接確認することのできる資料がないとするが、本件では、そうした資料がないとしても、姉が学徒勤労中に被爆して死亡したことを推認させる状況が認められるのであるから、その推認を覆す特段の事情があるかについて更に調査検討を尽くした上で、本件却下処分の妥当性について判断する必要がある。

（令和元年度答申第6号（平成30年度諮問第91号））

#### （2）【社会復帰促進等事業としての義肢等補装具費支給に係る購入費用支給の不承認決定に係る審査請求事案】

本件においては、審査基準の具体性が不十分である上、審査基準をどのように当てはめたか不明確であり、本件処分通知書に十分な理由提示がされていない。理由の提示には、行政の恣意を抑制し、慎重な判断を確保するという機能と、審査請求人に対して争訟提起上の便宜を図る機能が存することを踏まえて検討するに、本件処分における理由提示の不備は甚だしく、優に手続上の違法を構成する。そればかりでなく、処分庁の説明には、通常人の一応の納得を得られるだけの論理性が欠けているのであるから、実体的に見ても、適法に権限が行使されたと判断することができない。したがって、本件処分は取り消されるべきである。

（令和元年度答申第19号（同年度諮問第16号））

#### （3）【中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金交付決定取消処分に係る審査請求事案】

審査庁は、処分庁とは別の理由（審査請求人が「年度内に事業を完了しなかったこと」）を主張して、本件交付決定取消処分に違法性はないとするが、その理由が補助金等適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）17条1項に規定する取消事由のどれに具体的に該当するかを明らかにしておらず、したがって、その理由で本件交付決定の取消しができるかについての法的検討を尽くしていないといわざるを得ない（なお、補助金等適正化法17条1項は、補助事業者等に補助事業等の善管遂行義務（補助金等適正化法11条1項）違反行為があった場合

における補助金等の交付決定の取消し（撤回）について規定したものであるが、その取消し（撤回）がみだりにされると、交付決定によって成立した法律関係及び補助事業者等の信頼が害されることになるから、その取消し（撤回）は、補助事業者等に上記の義務違反行為があるというだけで直ちにすることができると解すべきではなく、その義務違反行為の内容及び程度、その義務違反行為に対する行政庁の対応ぶりなどを総合的に考慮して、上記法律関係を維持することが補助金等の交付目的を阻害することになると認められる場合に初めてすることができると解すべきである。）。

（令和元年度答申第20号（同年度諮問第15号））

#### （４）【生活保護法に基づく指定介護機関の指定取消処分に係る審査請求事案】

生活保護法51条2項8号は、生活保護法、介護保険法等の法律又はこれらの法律に基づく命令や処分に違反した事実があることを生活保護法による指定介護機関の指定の取消事由としていることが明らかである。したがって、介護保険法による各指定サービス事業者の指定の取消処分を受けたという形式的な事実をもって、生活保護法51条2項8号に該当するとした処分庁の判断は、同号の解釈を誤ったものというほかない。

そして、審理員も審査庁も、処分庁による生活保護法51条2項8号の解釈の誤りを看過して、処分庁の上記判断を妥当としているが、本件指定取消処分の違法性又は不当性を判断するためには、同号の指定取消事由に該当する審査請求人の行為の有無、当該行為の重大性・悪質性（着眼すべきは、公益侵害の程度、故意性の有無、反復継続性の有無、組織性の有無）、審査請求人の運営管理態勢の適切性などを総合的に考慮した上で、当該行為を理由として本件指定を取り消すことが裁量権の範囲を逸脱し、若しくはその濫用をしたことにならないか、又は生活保護法の趣旨・目的に照らして不合理（不当）でないかという点について、法的検討を尽くす必要があるが、審査庁においては、こうした法的検討が全くされていない。

（令和元年度答申第22号（同年度諮問第22号））

#### （５）【特定農林水産物等の登録に係る審査請求事案】

本件申請（6社が加盟する事業協同組合による申請）に地理的表示法（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律）13条1項3号イに該当する登録拒否事由がないかどうかは本件の争点であるが、「A味噌」との名称が付された豆味噌に対する社会的評価が、そのまま本件申請に係る豆味噌に対する社会的評価であり確立した特性であるとした審査庁の認定、評価において、審査請求人が指摘する2社（審査請求人である事業協同組合に加盟する2社）の生産する豆味噌と本件申請に係る豆味噌の相違点が、それぞれの社会的評価において何らかの意味を持つものなのかどうかといった観点からの検討がされていることをうかがうことはできない。審査

庁の上記登録拒否事由はないとの判断は、社会的評価の観点からの検討としては不十分というべきである。

本件申請に地理的表示法13条1項3号イに該当する登録拒否事由がないかどうかについて、更に調査検討を尽くす必要があると考える。

(令和元年度答申第35号(同年度諮問第17号))

#### (6) 【職業訓練受講給付金不支給決定に係る審査請求事案】

本件不支給決定は、「やむを得ない理由」に当たるかどうかの判断に必要な具体的事実の調査をしないままに行われたものであり、この点において適法とはいえない。

本件不支給決定の通知書の理由欄には「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため。または、やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割未満であったため」とのみ記載されており、そもそも本件支給単位期間中の3回の欠席のうち、どの欠席をもって不支給の理由としたのかすら、この記載自体からは不明である。また、不支給の理由が上記記載の一文目によるものなのか、二文目によるものなのかも、上記記載自体からは分からない。

そして、平成29年6月8日の欠席につき、いかなる具体的事実をもとに「やむを得ない理由」に当たらないと判断したのか、理由として示すべきであるのに、これは全く示されていない。理由の提示には、行政の恣意を抑制し、慎重な判断を確保するという機能と、審査請求人に対して争訟提起上の便宜を図る機能が存することを踏まえて検討するに、本件不支給決定における理由提示の不備は看過できず、手続上の違法を構成するというべきである。

(令和元年度答申第38号(同年度諮問第33号))

#### (7) 【未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に係る審査請求事案】

本件会社とQ社の事業の同一性ないし継続性を認めるためには、Q社の労働者を本件会社に移した経緯、Q社で行っていた事業を本件会社で行うこととした経緯等を含め、Q社と本件会社の関係につき、両会社の代表取締役等の関係者から説明を求め、その裏付けをする等の調査をし、両会社の組織的関連性や事業活動の関連性を明らかにした上でなければならぬところ、かかる調査は不十分といわざるを得ない。

本件会社とQ社との事業体としての同一性が明確でない以上、むしろ、本件会社のSの営業契約が打ち切りとなり、事業活動が行われなくなった後に、Rが本件会社と無関係にQ社の名義で売上げを上げていたとみる余地もあるから、Q社が何らかの事業活動を行っていたことをもって本件会社の事業活動が継続していたとする審査庁の判断は是認できない。

(令和元年度答申第51号(同年度諮問第45号))

**(8) 【事業附属寄宿舍規程36条1項に基づく適用特例不許可処分に係る審査請求事案】**

事業附属寄宿舍規程(昭和22年労働省令第7号)18条1項は、火災その他非常の際の避難を考慮して、第一種寄宿舍の廊下の幅は1.2メートル以上としなければならないとして、廊下の幅の下限値を規定している。ただし、常時10人に満たない労働者を6か月を超える期間寄宿させる寄宿舍については、同規程36条1項が、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、上記の下限値を修正して適用すると規定しているが、どの程度まで上記の下限値を下回ることが許容されるかについては、何ら基準を示していない。

そうすると、所轄労働基準監督署長は、廊下の幅について修正適用の申請があった場合には、寄宿舍の規模や構造、廊下を使用する労働者の数やその使用態様等を踏まえた上で、火災その他非常の際の避難に問題がないかどうかを検討し、当該申請の許否を判断することが求められていると解するのが相当である。通達が、同規程36条の修正適用の基準について、「おおむね次の基準によって適宜許可する」とした上で、「廊下の幅」については0.9メートルまでは修正適用して差し支えない」と定めているのは、上記と同じ解釈に立っているものといえることができる。

ところが、審査庁からの回答によれば、処分庁は、本件廊下を使用する労働者の数やその使用態様等の調査検討を全くすることなく、廊下の幅が0.9メートルを下回っていることのみをもって、上記通達を機械的に適用し、本件不許可処分をしたものというほかないから、処分庁の判断は妥当とはいえない。したがって、本件不許可処分は取り消すべきである。

(令和元年度答申第60号(同年度諮問第58号))

**(9) 【平均賃金決定処分に係る審査請求事案】**

審査請求人は、本件審査請求において本件納税通知書を提出し、これを平均賃金の算定の基礎とすべきであると主張しているのであるから、審査庁としては、本件納税通知書を本件の平均賃金の算定の基礎とし、必要に応じて統計データを用いるなどしてその推計を行うことの可能性や方法等について調査検討を尽くすことが求められるというべきであるが、これらを全くすることなく、本件決定処分は妥当であると判断しているというほかないから、そのような審査庁の判断は妥当とはいえない。

(令和元年度答申第87号(同年度諮問第100号))

**2 審査庁の判断を一部妥当でないとした答申(2件)**

**(1) 【立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分に係る審査請求事案】**

審査請求人が提出した資料の内容に特段不自然、不合理な点がなく、信用性が認

められるのであれば、これに基づいて未払賃金の額を算定すべきであるから、審査庁が、審査請求人の提出した資料によって未払賃金の額を算定することが可能であって、本件不確認処分は取り消されるべきであるとした判断は妥当である。

しかし、審査請求人提出の資料と諮問説明書添付の別添資料を照合すると、以下の疑問点（略）が指摘できる。これらの点について、十分検討した上で未払賃金の額を算定すべきである。

（令和元年度答申第45号（同年度諮問第40号））

## （２）【立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分に係る審査請求事案】

審査請求人は本件会社の労働者であったと認められ、本件不確認処分を取り消すべきとした審査庁の判断は妥当である。

なお、審査請求人の未払賃金として確認すべき金額については、本件会社から審査請求人に振り込まれた各金額が賃金の一部であるのかを確認し、十分検討した上で算定すべきである。

（令和元年度答申第61号（同年度諮問第62号））

## <参考資料3> 答申における付言等の概要

※答申の詳細については、以下の URL を参照。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/singi/fufukushinsa/toushin\\_h31\\_r1.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/fufukushinsa/toushin_h31_r1.html)

### 1 付言

#### (1) 法律が求める省令の未整備に関するもの（9件）

##### 【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定に係る審査請求事案】

労災保険法（労働者災害補償保険法）29条2項は、社会復帰促進等事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定める旨規定しているにもかかわらず、アフターケアの実施に関して必要な基準を定めた厚生労働省令はこれまで制定されておらず、手帳の交付は、実施要領に基づいて行われているにすぎない。手帳の交付に関する基準として、厚生労働省令の定めが求められるところである。

加えて、手帳の交付に関する決定が処分である以上、当該処分は法令に基づいて行われるべきものであり、この意味でも、手帳の交付に関する厚生労働省令の定めが求められる。実施要領は、法令の定めの下で、法令の趣旨目的に従って行政庁が設定する審査基準となるものにすぎない。

今日に至るまで、アフターケアを含む社会復帰促進等事業の実施に関する厚生労働省令を整備することなく、依然として実施要領のみに従った処分が行われていることは、法システムの在り方として多くの問題を抱えているものであり、この点につき改善が望まれる。

（令和元年度答申第66号（同年度諮問第65号））

※ 同様の付言として、平成31年度答申第1号（平成30年度諮問第93号）、令和元年度答申第15号（同年度諮問第9号）、令和元年度答申第19号（同年度諮問第16号）、令和元年度答申第24号（同年度諮問第21号）、令和元年度答申第41号（同年度諮問第39号）、令和元年度答申第67号（同年度諮問第66号）、令和元年度答申第79号（同年度諮問第101号）及び令和元年度答申第82号（同年度諮問第102号）がある。

※ 上記の付言を受け、厚生労働省において、処分性のある12の社会復帰促進等事業の実施についての根拠規定を設けるための労働者災害補償保険法施行規則の改正が行われ、令和2年4月1日から施行された（同年厚生労働省令第70号）。

#### (2) 行政処分の理由付記に関するもの（7件）

##### ①【社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に係る審査請求事案】

本件不支給決定については、審査請求人に不支給決定の理由が示されていない。労災就学援護費の支給は、被災労働者の遺族の援護を図るための事業として行わ

れるものであり、保険給付としての遺族補償年金等の支給決定がされた者に対し、更なる援護として支給されるものであるから、本件では、審査請求人が遺族補償年金等の支給決定を受けていないため、労災保険法29条1項2号の要件に該当しないことが不支給決定の理由であるということを審査請求人が理解することができるように説明する必要がある。

なお、本件で不支給決定の理由が示されなかったのは、本件支給要綱が定めている様式に「支給変更・不支給の理由」を記載する欄が設けられていないことにそもそもその原因があると考えるので、当該様式の改善について、審査庁における速やかな検討が望まれる。

(令和元年度答申第41号(同年度諮問第39号))

※ 同様の付言として、平成31年度答申第1号(平成30年度諮問第93号)、令和元年度答申第15号(同年度諮問第9号)、令和元年度答申第79号(同年度諮問第101号)及び令和元年度答申第82号(同年度諮問第102号)がある。

## ②【未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に係る審査請求事案】

処分庁が、労働者からの賃金支払確保法(賃金の支払の確保等に関する法律)7条及び賃金支払確保法施行令(賃金の支払の確保等に関する法律施行令)2条1項4号の規定に基づく認定申請に対し、事業主が労働者を使用する事業を1年以上の期間にわたって行っていたとは認められないとして、不認定処分をする場合には、賃金支払確保法7条の要件(すなわち、事業主が単に事業活動を1年以上の期間にわたって行っていたというだけでは足りず、労働者を使用する事業を1年以上の期間にわたって行っていたことが必要であること)を明示した上で、労働者を使用する事業を行っていた期間が1年に満たないことを事実関係に即して具体的に示し、処分の名宛人が不認定処分の理由を正しく理解することができるように提示する必要がある。そして、そうすることは、不認定処分を不服とする審査請求の審理手続における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的(1条)にも資することになると考える。

(令和元年度答申第56号(同年度諮問第61号))

## ③【職業訓練受講給付金不支給決定に係る審査請求事案】

本件不支給決定通知書の理由欄には「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため。または、やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割未満であったため」とのみ記載されているが、一文目の理由による不支給なのか、二文目の理由による不支給なのか、この記載自体からは不明というほかない。そして、平成30年9月5日の欠席について、「やむを得ない理由」

による欠席に当たらないと判断された理由はこの記載からは分からない。いかなる具体的事実をもとに「やむを得ない理由」に当たらないと判断したのか、理由として示すべきである。

(令和元年度答申第85号(同年度諮問第106号))

### (3) 不服申立ての教示に関するもの(2件)

#### 【児童手当認定処分に係る審査請求事案】

不服申立てをすべき行政庁について誤った教示がされた場合、行政不服審査法22条1項、5項に基づき、誤った教示に従った審査請求人が審査請求期間等に係る不利益を被ることはないものとされてはいるが、このために審査請求の処理が遅延することになるのであって、かかる事態は、行政に対する信頼の維持のみならず、迅速な手続(同法1条)といった観点からしても、本来あってはならないものである。処分庁その他関係行政機関においては、再発防止のため、十分な対策を講じ、より一層の注意を払われたい。

(令和元年度答申第12号(平成31年度諮問第4号))

※ 審査請求をすることができる旨の教示がされていなかった事案についての付言として、令和元年度答申第17号(平成30年度諮問第88号)がある。

### (4) その他(2件)

#### ① 制度の周知に関するもの

#### 【児童手当認定処分に係る審査請求事案】

児童手当の支給の目的は、児童の家庭等における生活の安定の寄与と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することにあるのであって(児童手当法1条)、同法17条により、公務員についての従来の社会保障制度の例、実務上の便宜等を考慮した実際の、技術的な理由から公務員について認定及び支給についての特例が設けられている以上、かかる特例の存在及び内容についての周知徹底は、上記目的のため、国及び関係行政機関に求められる一般的な責務であるというのが相当である。そして、そのような周知は、公務員の任用又は採用、異動、職種、所属する組織の規模や配置の実情等に応じて、認定請求に漏れが生じるといった事態を防ぐための実効性を有するものであることが求められる。処分庁及び関係行政機関においては、この点を十分に踏まえた上で、認定請求に係る周知の徹底のため、その時期、方法、内容等につき、更に工夫、充実を図られたい。

(令和元年度答申第12号(平成31年度諮問第4号))

#### ② 審査庁からの諮問に係る手続に関するもの

#### 【労働者災害補償保険法31条1項に基づく費用徴収決定に係る審査請求事案】

審査庁が、諮問説明書において、本件労働者の作業箇所が高さ2メートル以上で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところであったと主張するのであ

れば、諮問時に提出される事件記録中にそれを裏付ける資料がなければならないが、審理員においても審査庁においても本件事故の現場の状況を明らかにする資料を確認せずに処分庁の主張のみで判断をしたのかという疑念を抱かざるを得ない。

審査庁が諮問説明書で主張する事実については、諮問時にそれを裏付ける資料を示すべきであり、更にいうならば、主張する事実とそれを裏付ける資料との関係をも明らかにすべきであることを十分認識し、この点改善することが強く求められる。

(令和元年度答申第37号(同年度諮問第31号))

## 2 準付言

### (1) 審査請求の審理期間や行政処分に要した期間に関するもの(25件)

#### 【被爆者健康手帳の交付申請却下処分に係る審査請求事案】

一件記録によると、本件では、審査庁による本件審査請求受付(平成29年4月25日付け)から審理員の指名(令和元年6月21日付け)までに約2年2か月もの長期間を費やしたため、本件審査請求受付から本件諮問までに約2年8か月もの期間を要している。

行政不服審査法1条(目的)では、国民の権利利益の救済のための不服申立て制度として、迅速な手続の下で不服申立てをすることができることが求められていることから、本件審査請求受付から本件諮問までに上記のような長期間を要したことは、同法の目的にもとるものというほかない。

当審査会は、被爆者援護法(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)に係る諮問に対し、累次にわたり、審査請求の審理期間の長さを指摘して速やかな改善を求めてきたが、依然として改善が図られていないのは遺憾である。審査庁における真摯な対応が求められる。

(令和元年度答申第68号(同年度諮問第80号))

※ 同様の準付言として、令和元年度答申第6号(平成30年度諮問第91号)、令和元年度答申第10号(平成31年度諮問第3号)、令和元年度答申第14号(同年度諮問第5号、第6号)、令和元年度答申第15号(同年度諮問第9号)、令和元年度答申第22号(同年度諮問第22号)、令和元年度答申第23号(平成31年度諮問第8号)、令和元年度答申第38号(同年度諮問第33号)、令和元年度答申第40号(同年度諮問第38号)、令和元年度答申第41号(同年度諮問第39号)、令和元年度答申第47号(同年度諮問第43号)、令和元年度答申第56号(同年度諮問第61号)、令和元年度答申第57号(同年度諮問第63号)、令和元年度答申第60号(同年度諮問第58号)、令和元年度答申第64号(同年度諮問第52号、第53号)、令和元年度答申第65号(同年度諮問第60号)、令和元年度答申第67号(同年度諮問第66号)、令和元年度答申第71号(同年度諮問第68号)、令和元年度答申第79号(同年度諮問第101号)、令和元年度答申第81号(同年度諮問第86号)、令和元年度答申第82号(同年度諮問第102号)、令和元年度答申第87号(同年度

諮問第100号)、令和元年度答申第88号(同年度諮問第104号)、令和元年度答申第92号(同年度諮問第111号)及び令和元年度答申第95号(同年度諮問第127号)がある。

## (2) 不服申立ての制度設計に関するもの(3件)

### 【社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に係る審査請求事案】

審査庁においては、遺族補償年金に係る審査請求の手續と労災就学援護費に係る審査請求の手續が並行して進められている場合には、前者の審査請求の手續の帰結(審査請求の結論、再審査請求の有無及び結論)を待って、後者の審査請求の手續を進めるという運用をしているようである。

しかし、現行制度の下では、遺族補償年金に係る審査請求の手續と労災就学援護費に係る審査請求の手續が別個に設けられているのであるから、それぞれの手續は、本来、独立して迅速に進めるべきであるし、上記の運用が相当であると考えているのであれば、労災就学援護費の支給は、遺族補償年金の支給決定がされていることを前提としているから、労災就学援護費の不支給決定に対する不服も遺族補償年金の不支給決定に対する不服の中で争うことができる制度への変更を検討すべきである。こうした制度への変更が実現すれば、二つの審査請求の手續を別個に進めなければならないという現行制度における国民の負担をなくすることができ、簡易迅速な手續の下で国民の権利利益の救済を図る(行政不服審査法1条)ことができることになる。審査庁における真摯な検討が望まれる。

(令和元年度答申第79号(同年度諮問第101号))

※ 同様の準付言として、令和元年度答申第15号(同年度諮問第9号)及び令和元年度答申第41号(同年度諮問第39号)がある。

## (3) 審査庁における「公正な審理」に関するもの(2件)

### 【中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金交付決定取消処分に係る審査請求事案】

審査庁は、処分庁とは別の理由(審査請求人が「年度内に事業を完了しなかったこと」)を主張して、本件交付決定取消処分に違法性はないと主張する。しかし、上記の別の理由は、処分庁が本件交付決定取消処分をするときに全く考慮していなかったものであり、しかも、審査庁における審理員による審理手續でも全く争点とされていなかったものである。それにもかかわらず、審理員は、その意見書において初めて、上記の別の理由を持ち出して取消理由の差し替えを行い、本件交付決定取消処分に違法性はないとの判断を示し、審査庁も、この判断を妥当としている。このような審理及び判断は、「公正な手續」の下で(行政不服審査法1条1項)「公正な審理」(同法28条)を実現したものということとはできない。

(令和元年度答申第20号(同年度諮問第15号))

※ 同様の準付言として、令和元年度答申第26号(同年度諮問第20号)がある。

#### (4) 行政処分理由付記に関するもの(1件)

##### 【戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に係る審査請求事案】

審査請求書の補正書によれば、審査請求人は、叔父が戦争に行くまでの数年、叔父と一緒に生活をしてきたのに、叔父との1年以上の生計関係が認められない点に不服があるとしている。これは、審査請求人が特別弔慰金支給法(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法)2条の2第3項が規定している支給要件(請求者が三親等内の親族の場合には、「死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者」であることが必要であること)を正しく理解していないことに原因があるのではないかと推測される。

したがって、三親等内の親族から特別弔慰金の請求があった場合には、上記支給要件を分かりやすく説明するとともに、上記支給要件を満たしていないとして特別弔慰金の請求を却下する際にも、その理由を分かりやすく丁寧に付記することが望まれる。

(令和元年度答申第4号(平成30年度諮問第86号))